

宮城県介護支援専門員実務研修受講試験指定試験実施機関 募集要項

宮城県では、介護保険法の趣旨を踏まえ「介護支援専門員実務研修受講試験事務(以下「試験事務」という。)」を適切に遂行でき、かつ中立性・公平性が確保できる法人を指定するため、介護保険法に基づく指定試験実施機関を募集します。

1 募集概要

(1) 指定試験実施機関を募集する試験名及び開催地

介護支援専門員実務研修受講試験 於 仙台市内

(2) 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

※ 報告・検査の結果により関係法令の違反が発見された場合は原則、指定を取り消します。

※ 指定試験実施機関は、都道府県知事の許可を受けなければ休止又は廃止はできませんので、応募に当たっては 3 年間継続して事業運営できるかを確認してください。

(3) 応募受付期間

令和 8 年 9 月 30 日（水）から 10 月 30 日（金）午後 5 時まで

(4) 審査結果通知日（予定）

令和 8 年 11 月 27 日（金）

(5) 指定試験実施機関の指定

審査の結果、指定試験実施機関候補となった法人については、詳細の協議を行い、適正な 1 法人を選定し、令和 9 年 4 月 1 日付で指定を行います。

2 審査内容

(1) 第一次審査（書類審査）

書類による第一次審査を行い、第一次審査合格者を決定する。なお、審査事項は以下のとおりとする。複数法人が合格の場合、第二次審査を行う。

審査事項		審査項目	確認資料※
1 法人要件	試験事業の実績	・ 国家資格など公的資格の業務実績があるか？	エ、オ、コ、ケ、サ
	中立性・公平性	・ 県に代わって事業を実施可能な中立性・公平性等が確保される法人か。	
2 事業運営 ・ 計画 及び 組織体制	基本計画	・ 基本計画が、試験を公平中立に実施できるものとなっているか。	ウ、コ
	中立性・公平性	・ 公平中立に事業運営する体制が確保されているか。 ・ 受験申込者にとって不公平にならない運営体制となっているか。	
	計画性	・ 事業計画のスケジュール、経理等は無理がないものか。	
	独自性	・ 受験申込書等の管理・受付が合理的かつ経済的かつ柔軟に対応できるか。	
	会場の確保	・ 試験会場は、身体障害者に対しても公平な受験ができる場所を確保できる見込みがあるか。 ・ 受験者に応じて柔軟に確保できる見込みがあるか。	
3 経営状況	収支計画	・ 適正な支出を見込んでいるか ※想定受験者数は1,000人とする。 ・ 見積の妥当性及び収入の見込みと計画性の整合性があるか。	カ、キ、コ
4 リスク マネジメ ント	苦情処理	・ 相談・苦情に対する責任体制が明確になっているか。	コ
	個人情報保護	・ 個人情報保護の方針が明確になっているか。	
	コンプライアンス	・ 試験事務に係る法令だけでなくその他法令を遵守する体制となっているか。	

※6 応募に関する事項（2）の②に記載。

(2) 第二次審査（選定）

第一次審査において、審査事項の全てについて適格と認められる法人が複数ある場合は、当該事業実施金額の見積額を比較した上で、当該見積額が最も少ない法人を選定する。

3 業務内容

試験実施機関が行う主な業務は、次のとおりです。

業務遂行に当たっては、介護保険法及び関係政省令に定める基準を遵守するとともに、宮城県の指導・助言に従うものとします。

業務内容		指定試験実施機関	県
試験準備	試験事務にかかる計画策定	○	
	試験実施にかかる広報	○	○
	試験会場の手配	○	
	試験案内の作成	○	△ ※ 1
	試験案内の配布	○（郵送）	○
受験申込	受講申込に係る問合せへの対応	○	
	受験申込書の受付	○	
	受験申込書の管理		○
	受験申込書の審査	○	△ ※ 2
	受験者の最終決定		○
試験	試験問題の管理		○
	試験会場の運営・片付け	○	
	試験の実施（監督等）	○	△ ※ 3
	採点	○	
	解答用紙の管理		○
	合格者決定		○

○・・・主体的に業務実施する機関 △・・・業務を支援する機関

※ 1 試験案内の作成に必要な国の通知等の提供

※ 2 実施機関で判断できないような実務経験等に対する相談支援

※ 3 試験中の不正行為の対応についての最終決定

4 経理に関する事項

(1) 収入について

指定試験実施機関は、原則として自ら手数料を収納し、収入とすることができます。

(2) 区分会計の独立と管理口座

- ① 本事業に係る経理事務を行うに当たり、指定試験実施機関自身の法人から独立した会計帳簿書類及び経理規定を設け、県の要求がある場合は、経理書類を提示しなければなりません。
- ② 指定試験実施機関は、県の検査及び情報公開等に対応した適正な書類の整備体制を構築しなければなりません。
- ③ 経費及び収入は、この本事業専用の口座で管理しなければなりません。

(3) 試験受験手数料について

- ① 金額は次のとおり、宮城県が条例により規定しています。
受験手数料：13,500円（うち1,400円は試験問題作成料）
- ② 消費税は非課税です。
- ③ 受験者数は1,000人規模を想定しています。

5 募集から指定までのスケジュール（予定）

日程	項目
10月	応募書類の受付
11月～12月	審査及び審査結果通知
1月	細部協議・指定通知
2月～3月	次年度の業務準備
4月	指定及び業務開始

6 応募に関する事項

(1) 応募者

① 応募資格

応募者は次の要件を全て満たしている必要があります。

- ア 法人であること。
- イ 事務処理体制が確保できること。
- ウ 試験事務（介護保険法第69条の27第1項に規定する試験事務をいう。）を適切かつ継続的に実施する能力が認められること。
- エ 会計帳簿、決算書類が整備されており、適正な経理処理ができること。
- オ 次に掲げる義務を適正に履行できると見込みがあること。
 - ・ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、県の承認を受ける事。
 - ・ 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を県に届け出ること。
 - ・ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを県知事に提出し、及び当該事業の修了後、速やかに当該事業の実績を県知事に報告すること。
 - ・ 試験事務の実施に関して県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合、当該指示に従うこと。
- カ 介護支援専門員実務研修受講試験に備えるための講義、講習、公開模擬学力試験その他の学力の教授に関する業務を指定日以降に行う見込みがないこと。

② 応募者の制限

次に該当する法人は、応募者となることができません。また、選定結果通知までの期間に該当となった場合は、その資格を喪失したものとします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- イ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、再生又は再生手続きを行っている法人。
- ウ 宮城県が行う建設工事等の請負又は物品・役務の購入・提供若しくは製造の請負の指名停止措置を受けている法人
- エ 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税等を滞納している法人。
- オ 暴力団（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人。

(2) 応募

① 提出先

- ア 受付締切日： 令和8年10月30日（金） 午後5時
- イ 提出場所： 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
保健福祉部長寿社会政策課介護人材確保推進班（宮城県庁7階）
- ウ 提出方法： 郵送又は持参(書面1部)
- エ その他： 書類等の不備がある場合は御連絡します。また、返却はしませんので、御注意ください。

② 応募書類

- ア 指定申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第4号）
- ウ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織運営の方法を示す書類
- エ 登記事項証明書
- オ 役員名簿
- カ 貸借対照表・損益計算書その団体の財務の状況を示す書類
- キ 財務目録等
- ク 前事業年度における収支予算書
- ケ 納税証明書
- コ 指定試験実施機関運営上の基本方針（別紙様式）
- サ 試験業務の実績（年度・実施形態・試験名）が分かる資料（別紙参考様式）

③ 募集要項に対する質問

- 受付期間： 令和8年9月30日（水）から10月16日（金）午後5時まで
- 受付方法： 次のメールアドレス宛て法人名及び質問事項を記入し、送信してください。

【choujuz@pref.miyagi.lg.jp】

(3) 留意事項

- ・ 申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。
- ・ 申請書類に用いる言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とします。
- ・ 1法人当たり1申請とします。複数の申請はできません。

7 その他

令和8年10月8日(木)までに上記メールアドレス宛て応募する旨の連絡があった法人については、下記日時で開催される本年度の宮城県介護支援専門員実務研修受講試験(前日準備含む)を参観いただけます。

記

令和8年10月10日(土) 午後2時から午後5時まで(前日準備)

令和8年10月11日(日) 午前9時から午後1時まで(試験当日)

※集合場所については、追って連絡します。

【お問い合わせ先】

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県保健福祉部長寿社会政策課 介護人材確保推進班

電話 022-211-2554

FAX 022-211-2596

電子メール choujuz@pref.miyagi.lg.jp